

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

秋田国民年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

昭和50年2月20日に会社を退職し、翌日、A市町村役場で国民健康保険の加入手続をした際に、職員から国民年金にも入らないといけなと言われて、国民年金課で加入手続をした。

昭和50年2月及び3月の国民年金保険料が未納になっているとされたが、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「A市町村役場で国民健康保険の加入手続をした際に、国民年金にも入らないといけなと言われて国民年金課で加入手続をし、申立期間の保険料を納めた。」と主張するところ、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年2月25日、資格取得は同年2月21日に行われていることが確認できる上、A市町村では、「昭和50年2月又は同年3月に加入手続をした場合は、同年2月及び3月の現年度保険料の納付書を発行していた。」と回答しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 53 年 6 月に結婚後、養父に国民年金の加入を勧められ、その年の秋ごろに A 市町村役場で加入手続をした。55 年 7 月か 8 月に B 市町村に戻ってきたが、その前に 20 歳にさかのぼって 46 年*月から 51 年 6 月までの保険料の未納分を特例納付した。

しかし、このうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分のみが未納となっていることは不自然だと思うので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所及び C 都道府県 A 市町村の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 53 年 10 月、資格取得は 20 歳到達時の 46 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われており、46 年*月から申立期間の直前の 51 年 3 月までの保険料は 55 年 6 月 12 日に特例納付されていることが確認でき、同様に特例納付が可能な期間である申立期間の保険料を納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月及び同年3月

父親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと思う。両親は農業を営んでいて、税金などを滞納したことは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、「申立期間当時、家族3人（申立人及びその兄夫婦）の国民年金保険料は、申立人の父親が納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付されているとともに、申立人の兄夫婦についても、国民年金加入期間の保険料はすべて納付されており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和39年6月30日、資格取得は20歳到達時の同年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われており、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は過年度保険料として納付可能であり、申立期間当時、社会保険事務所では、資格取得時に遡^{そきゅう}及して資格取得した期間について、納付可能な過年度保険料の納付書を送付していたことが確認できる。

さらに、申立人及びその兄夫婦の昭和40年度の国民年金保険料が昭和39年11月9日に前納されていることが確認でき、申立人の申立期間に係

る過年度保険料について、申立人の父親が納付したと考えることに不自然さはみられない。

加えて、申立人の兄は、「申立期間当時、専業農家で1町5反の水田と畑も所有していた。」と証言しており、申立人の保険料を納付するだけの資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成14年7月は62万円、同年8月から16年5月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から16年6月27日まで
私は、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間当時の標準報酬月額がさかのぼって不当に低く処理されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、当初、平成14年7月は62万円、同年8月から16年5月までは50万円とされていたところ、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成16年6月27日）の後の平成16年7月8日付けで、14年7月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる（申立人と同様に遡^{そきゅう}及した標準報酬月額の訂正処理がされているのは、代表取締役である申立人の兄及び取締役の二人である。）。

このことについて、当時の社会保険の担当取締役及び事務担当者は、「申立人は、B事業部を担当していたが、経営には関与しておらず、遡^{そきゅう}及訂正処理についても知らされていなかったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年7月から16

年5月までの標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を16年7月8日付けで遡^{そまゆう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、14年7月は62万円、同年8月から16年5月までは50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成11年12月から12年9月までは59万円、同年10月から13年12月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から14年1月5日まで

私は、A株式会社の代表取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していた。事業をやめた後、社会保険事務所の職員から頼まれた妹が、届出書類に判子を押して提出し、標準報酬月額の減額訂正が行われた。しかし、私は、後で妹から聞かされるまで、減額訂正については知らなかったもので、申立期間における標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年12月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から13年12月までの期間は62万円とされていたところ、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（平成14年1月5日）の後の平成14年1月9日付けで、11年12月1日に遡^{そきゆう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる（申立人と同様に遡^{そきゆう}及した標準報酬月額の訂正処理がされているのは、取締役であるその妻及び申立人の弟の二人である。）。

また、申立人は、「後で妹から聞かされるまで、標準報酬月額の減額訂正が行われたことを知らなかった。」と主張するところ、A株式会社で給

料計算等事務の担当社員であった申立人の妹は、「自宅を訪れた社会保険事務所の職員から求められたので、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正のための届出書類に会社の印鑑を押した。当時、代表取締役の兄は所在不明だったため兄には相談しておらず、兄は遡及訂正^{そきゅう}について知らなかったと思う。」と証言していることから、申立人は当時、代表取締役であったが、自らの標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正には関与していなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る滞納処分票において、同事業所から標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正のための届出が行われた際、社会保険事務所において事業主である申立人に確認すべく接触を図ったものの、連絡が取れない状況であったという内容の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成11年12月から13年12月までの標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を14年1月9日付けで遡及^{そきゅう}して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、11年12月から12年9月までは59万円、同年10月から13年12月までは62万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から14年1月5日まで

私は、A株式会社の取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していた。事業をやめた後、社会保険事務所の職員から頼まれた（代表取締役である）夫の妹が、届出書類に判子を押して提出し、標準報酬月額の減額訂正が行われた。しかし、私は、後でその義妹から聞かされるまで、減額訂正については知らなかったもので、申立期間における標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円とされていたところ、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（平成14年1月5日）の後の平成14年1月9日付けで、11年12月1日に遡及^{そきゆう}して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる（申立人と同様に遡及^{そきゆう}した標準報酬月額の訂正処理がされているのは、申立人の夫である代表取締役及びその弟の二人である。）。

また、申立人は、「後で義妹から聞かされるまで、標準報酬月額の減額訂正が行われたことを知らなかった。」と主張するところ、A株式会社で給料計算等事務の担当社員であったその義妹は、「自宅を訪れた社会保険

事務所の職員から求められたので、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正のための届出書類に会社の印鑑を押した。当時、代表取締役の兄及び取締役の義姉は所在不明だったため相談しておらず、義姉は遡及訂正^{そきゅう}について知らなかったと思う。」と証言していることから、申立人は当時、取締役であったが、自らの標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正には関与していなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る滞納処分票において、同事業所から標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正のための届出が行われた際、社会保険事務所において事業主（申立人の夫）及び申立人に確認すべく接触を図ったものの、連絡が取れない状況であったという内容の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成11年12月から13年12月までの標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を14年1月9日付け^{そきゅう}で遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月1日から31年6月7日までの期間の第三種厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険第三種被保険者資格の取得日に係る記録を30年10月1日、資格喪失日に係る記録を31年6月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から32年8月まで

A株式会社B事業所に入社する前にC株式会社D事業所で働いていたが、年齢の関係から坑内作業ができず、坑外での作業を行っていた。

A株式会社B事業所には、当時、弟を高校に入学させるため、危険な仕事ではあったが安定した収入が得られると思い、友人から誘われ入社した。また、退社した後、E炭鉱では事故があったと聞いている。

C株式会社D事業所では厚生年金保険に加入していたので、A株式会社B事業所でも同様に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の証言及び申立人のA株式会社B事業所への入社経緯等に関する陳述内容から、申立人が当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A株式会社B事業所は昭和30年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、32年11月28日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人が同事業所において

坑内員として一緒に勤務していたと記憶している同僚3人については、30年10月1日から第三種被保険者として資格取得していることが確認できる上、この同僚3人のうち聴取できた二人は、「申立人とは、坑内員として一緒に勤務していた。」と証言し、うち一人（昭和31年6月7日に資格喪失）は、「申立人は私と一緒にの時期に辞めた。」と証言している。

さらに、申立人の陳述及び複数の同僚の証言から、A株式会社B事業所の当時の従業員数は、40人ぐらいであったことが推認される。社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、ほぼ同数の従業員が厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月1日から31年6月7日までの期間において、厚生年金保険第三種被保険者として第三種厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当時の同僚に係る上記被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年10月から31年5月までの第三種厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る第三種厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年3月から同年10月1日までの期間については、社会保険事務所の記録により、A株式会社B事業所が厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったことが確認できる上、複数の同僚から聴取しても、当該期間において、申立人が第三種厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は得られない。

また、申立期間のうち、昭和31年6月7日から32年8月までの期間については、申立人は、「退職後に事故が発生したと記憶している。」と述べているところ、当時、本社から派遣されていた元社員は、「E炭鉱は、昭和*年*月に事故が発生したため、閉山することになった。私は残務整理のため、同年11月か、12月ごろまで現地で勤務していた。」と証言している上、当時の同僚から聴取しても、当該期間において、申立人が当該

事業所に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、申立人が、昭和 30 年 3 月から同年 10 月 1 日までの期間及び昭和 31 年 6 月 7 日から 32 年 8 月までの期間に係る第三種厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る第三種厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年4月21日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から同年9月までを70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年3月21日から同年10月1日まで

私は、昭和18年4月1日にA株式会社B支店C事業所に入所後、19年3月21日付けでD事業所に配属となり、1日12時間勤務で業務に従事した。

しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社での資格取得日は昭和19年10月1日となっているとの回答をもらった。C事業所の同僚21人は、全員が昭和19年3月21日付けで異動の発令を受けており、年金の資格取得日に差異があるのはおかしい。19年3月21日から厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同事業所での資格取得日は昭和19年10月1日とされている。

しかしながら、A株式会社が保管する申立人の人事記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同事業所に労働者として昭和19年3月21日から勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険（申立期間当時は、労働者年金保険）被保険者記号番号払出簿の記録から、申立人と同姓同名かつ

同一生年月日で、同事業所での資格取得日を昭和 19 年 4 月 21 日とする被保険者記号番号の払出しが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿を確認したところ、それらのほぼすべての者について、記号番号払出簿と被保険者名簿の資格取得年月日が一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日までの期間については、前記人事記録等により、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できるが、A株式会社B支店C事業所の同僚 21 人の資格取得日を見ると、19 年 3 月 21 日に資格を取得している者がみられる一方で、ほかに同年 4 月 1 日、同年 6 月 1 日、同年 10 月 1 日に資格を取得している者もみられ、全員が同年 3 月 21 日に被保険者資格を取得したこととはなっていないことから、配属先や勤務内容等により、資格取得時期に相違があったことが否定できない上、申立人が上記期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA株式会社B支店において、昭和 19 年 4 月 21 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 19 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、A株式会社が保管する申立人の人事記録及び社会保険事務所の記録から、70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年12月までの期間、57年3月及び58年9月から59年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年12月まで
② 昭和57年3月
③ 昭和58年9月から59年8月まで

当時、市町村役場で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をし、保険料も同じ時期に納付していた。自分が市町村役場に納めたり、家族に頼んで納税貯蓄組合に納めたりしていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②及び③において、国民健康保険と国民年金に同時に加入し、保険料も同時期に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和52年10月28日、資格取得は20歳到達時の49年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できるが、申立人が52年10月12日に厚生年金保険に加入し国民年金の資格を喪失した後、61年5月30日に再取得するまでの間に国民年金の再加入手続を行った記録は無く、申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間となっており、未加入期間については保険料の納付書は発行されないため、申立期間①、②及び③の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間①、②及び③の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できない

とともに、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、家族に依頼して地域の納税貯蓄組合に納付したこともあった。」と主張しているが、当時の納税貯蓄組合の担当者は、「申立人は納税貯蓄組合に加入しておらず、申立人の国民年金保険料は集金していなかった。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 52 年 5 月まで

A 区から転出する時、税金等も併せ手続が必要と言われ、B 市町村に転入した後の昭和 52 年 3 月ごろに初めて国民年金の加入手続を行い、同年 6 月ごろに、申立期間の保険料を B 市町村役場の窓口で一括納付した。未納となっていることに納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 3 月に A 区から B 市町村に転入した後、52 年 3 月ごろに初めて国民年金に加入した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に A 区で払い出され、資格取得は同年 1 月 21 日（後に昭和 50 年 2 月 1 日に訂正）に遡及^{そきゅう}して行われており、申立人は、A 区で国民年金に加入していたことが確認できる。

また、申立人が所持している住民票の写し（昭和 54 年 3 月 9 日付け B 市町村長発行）によれば、その主張どおり、昭和 51 年 3 月 1 日に B 市町村に転入した記録となっているものの、その届出は同年 11 月 15 日に行われたことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録では、申立人は、A 区で国民年金手帳記号番号が払い出された後、その住所地に居住が確認できない不在被保険者として取り扱われ、52 年 4 月 5 日になってから B 市町村への転出が判明し、同年 5 月 21 日に国民年金被保険者台帳が移管されていることが確認できることから、申立人が当時、国民年金の住所変更手続を適切に行わず、保険料の納付を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 52 年 6

月ごろにB市町村役場の窓口で、10万円ぐらいの保険料を一括納付した。」と主張しているところ、昭和52年6月ごろに申立期間の保険料を納付する場合、その保険料には過年度保険料も含まれるが、B市町村では、「過年度保険料の納付書は社会保険事務所が発行しており、市町村役場の窓口では発行していなかった。」と回答している上、昭和52年6月時点では、申立期間のうち、50年2月及び同年3月の保険料は既に納付の時効となっており、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付することはできなかったものと推認される。

加えて、昭和52年6月時点で納付可能な50年4月から52年5月までの国民年金保険料の金額は、申立人が納付したと主張する金額とは大幅に相違しているなど、申立人の国民年金の加入^{あいま}手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 17 日から平成元年 10 月まで
昭和 63 年の春ごろから平成元年 10 月まで、株式会社Aで働いていた。
厚生年金保険加入記録が昭和 63 年 7 月のみで、同年 8 月からの記録が
無いのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 63 年の春ごろから平成元年 10 月まで、株式会社Aで働いていたので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、株式会社Aの現在の役員及び申立期間中に同社に採用された複数の元社員から聴取したが、申立人が申立期間において同社に在籍していたことを具体的に記憶している者は見当たらない。

また、同社では、「当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入記録がある期間（昭和 63 年 7 月 1 日から同年 8 月 17 日まで）以外については申立人が当社に勤務していたかどうか確認できない。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が昭和 63 年 9 月 6 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月ごろまで

私は、申立期間①はA事業所のB課で、申立期間②はC事業所のD課で、臨時職員として事務補助の仕事をしていた。どちらも厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の証言から、申立人がA事業所のB課に臨時職員として勤務していたことは推認できる（なお、A事業所が保管するタイムカードの記録では、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から同年 8 月までの期間については勤務していたことが確認できる。）。

しかしながら、A事業所では、「申立期間当時の社会保険の加入手続等が確認できる資料、雇用条件が記載された雇用通知書等の控えは残っていない。約半年単位で雇用契約を更新していた臨時職員の厚生年金保険の加入記録はあったが、申立人のような一般事務補助（2か月単位の雇用）の臨時職員の厚生年金保険の加入記録は見当たらなかった。」と回答している。

また、雇用保険の記録においても、申立人の申立期間①の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間①において、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

2 申立期間②について、申立人は、「C事業所のD課に臨時職員として勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人がC事業所のD課に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事務担当職員は、「当時は短期間の臨時職員については社会保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、申立期間②当時、E共済組合に加入する夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人の申立期間②の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間②において、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 24 日から 32 年 2 月 21 日まで
② 昭和 32 年 3 月 21 日から同年 11 月 15 日まで
③ 昭和 33 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

年金の受給手続のため社会保険事務所を訪れたときに、申立期間①及び②については昭和 33 年 10 月 31 日に、申立期間③及び④については 39 年 10 月 26 日に脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

私は、昭和 32 年 9 月に A 都道府県から B 都道府県に転居し、一度目の支給日には A 都道府県にはいなかった上、その後 8 年間は一度も A 都道府県に行ったことも、交信も無く、脱退手当金を受け取っていないはずである。二度目の支給についても、受け取った記憶は全く無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの 2 回にわたり支給されたと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、申立期間①及び②について、申立人の C 株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、支給決定されている昭和 33 年 10 月 31 日は、通算年金制度創設前であることから、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間③及び④について、申立人のD株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手支給済」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、申立人の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年10月26日に支給決定されていることなどから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月 8 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 20 年 12 月 1 日から 23 年 2 月 29 日まで

申立期間①のA株式会社B事業所には昭和 18 年 1 月 8 日から勤務している。入社当初から団体保険という名目で給与からの控除があり、すぐさま坑内研修に入った。同年 10 月には事務職員となり、20 年 10 月 31 日に退職している。よって、社会保険庁の記録は不当と思われる。

申立期間②はA株式会社B事業所、申立期間③はC事業所に勤務していた。当該期間については、昭和 23 年 5 月 28 日に脱退手当金が支給されているとのことであるが、その時期には兄の家業の手伝いをしていた。世帯収入はそれなりにあり、脱退手当金を受給する理由も無く、受給した記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA株式会社B事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が昭和 18 年 1 月 8 日に被保険者資格を取得（昭和 20 年 10 月 31 日に資格喪失）したことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「坑内研修終了後の昭和 18 年 10 月 1 日に事務職員として配属された。」と述べているところ、A株式会社の事業

を継承している株式会社Dでは、「申立期間①当時、労働者年金保険及び健康保険に加入したのは坑内員のみであり、これ以外の者は健康保険のみの加入で労働者年金保険には加入していなかった。」、「坑内員は退職金に坑内割増が加算されるが、申立人の慰労金計算書（現在の退職金計算書）を確認したところ、坑内割増欄が空欄であることから、申立人は坑内員扱いではなく、昭和18年1月8日に健康保険にのみ加入し、19年10月1日の厚生年金保険の制度開始と同時に厚生年金保険にも加入したと思われる。」と回答している。

また、申立人と同期採用である同僚二人については、社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、前記被保険者名簿の記録から、資格取得日が昭和18年1月12日、資格喪失日が厚生年金保険の制度開始前の19年3月21日となっている者が確認でき、厚生年金保険被保険者記号番号の付番が無く、健康保険のみの加入者であったことが確認できることから、申立人及び同僚二人についても申立期間①当時は健康保険のみの加入であったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間①の労働者年金保険料（現在は、厚生年金保険料）を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の給付記録が記されている上、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険被保険者記号番号は、その後に勤務した事業所における記号番号とは別の番号となっていることなどから、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 53 年 10 月まで
昭和 51 年 11 月から約 2 年間、A 株式会社 B 支社に出稼ぎに行っていた。給与明細書等はないが、退社時に頂いた感謝状があるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 株式会社の感謝状（昭和 52 年 4 月 1 日付け）について、同社では、「感謝状は、出稼ぎ労働者が退職する際に謝礼金と一緒に渡していたものである。」と回答していることから、申立人が申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社では、「正社員は全員を厚生年金保険に加入させていたが、短期で働きに来ていた出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」、「出稼ぎ労働者については、昭和 57 年以前は雇用保険にも加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していないことが確認できる。

また、申立人は、昭和 51 年 9 月から 55 年 10 月まで国民年金に加入し、保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 4 月 15 日までの期間において、株式会社 C で雇用保険に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 株式会社 B 支社の厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の加入記録は無く、申立期間において整

理番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 31 日から 31 年 9 月 22 日まで
社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、A株式会社で勤務した期間について、脱退手当金を受給したことになっているという回答をもらった。そのようなお金をいただいた記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和31年12月6日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A株式会社の当時の工場責任者は、「脱退手当金の受給資格がある女性については、退職時に会社で代理請求の手続を行っていたはずである。」と証言している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後181人の女性のうち脱退手当金の受給資格がある135人についてその支給記録を調査した結果、117人に支給記録がある。その中で申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は32人であるが、31人が資格喪失後約4か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。